

香 芝 市 公 告

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を変更しようとするため、同法第２１条第２項において準用する同法第１７条第１項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和７年３月４日

香芝市長 三橋 和史

１ 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

２ 変更に係る都市計画を定める土地の区域

穴虫１４６３番、１６３６番、１６４２番

狐井３４６番１、３４７番１

尼寺二丁目１０５番

良福寺１０１番１、１９４番１、３３０番

３ 都市計画の案の縦覧場所

香芝市役所 都市創造部 都市計画課

４ 縦覧期間

令和７年３月５日から令和７年３月１９日（土・日・祝日は除く）

５ 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、及び連絡先を併記した文書１通を香芝市長宛とし、香芝市役所都市創造部都市計画課に令和７年３月１９日までに必着するよう提出すること。